



東教第1524号
令和2年12月15日

各市町教育委員会教育長 } 様
各市町立小・中・義務教育学校長 }

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

令和3年4月1日付け昇給に係る勤務状況報告書の提出について（通知）

標記の件について、別添通知（令和2年12月11日付け教職第1090号）による「1 提出先及び提出期限」の「教育事務所が定める日」については、下記のとおりです。なお、各市町立小・中・義務教育学校につきましては、各市町教育委員会の定める日のとおり提出願います。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	1回目提出期限	2回目提出期限
各市町立小・中・義務教育学校	各市町教育委員会	管轄の市町教育委員会が定める日	
各市町教育委員会	東部教育事務所	令和3年1月22日(金)	令和3年2月26日(金)

※電子メールでの提出は不可

2 留意点

- (1) 各回それぞれの基準日現在の状況について報告してください。
- (2) 2回目の報告については、1回日の報告内容に変更・追加がある場合のみ報告してください。
- (3) 2回目の報告以降に令和3年3月31日までの間に変更・追加が生じた場合は、必ず随時追加報告をお願いします。報告に漏れがあると昇給号数に誤りが生じ、後日給与の追給や戻入が発生する可能性があります。
- (4) A4版に縮小した令和2年度の出勤簿の写しに原本証明したものを提出してください。

総務・人事・学事担当 石川、岡崎
(昇給に関する事)

TEL 048-737-2727

FAX 048-737-2812